

農業委員会だより



農地転用には許可申請が必要です

田や畑といった農地は、農業者にとって生活の基盤であり、また、私たちの食糧を供給する重要な土地でもあります。

したがって、農地を農業以外の目的に転用する行為には、法律によりその必要性や規模の適当性、周辺農地への被害防止策を審査した後に許可することで、不必要な転用を防いでいます。

住宅建築や墓地の移転などで農地を転用する場合、農地法に基づく県の許可を受けなければなりません。これに違反した場合は、県の原状回復命令のほか、罰金などの罰則を課せられることとなります。

また、基盤整備地など町が将来も農地として保護する必要性が高いとして指定した「農用地区域」に属する田畑では、原則転用が認められませんので、転用行為を計画されている方は、必ず着手する前に地元の農業委員もしくは農業委員会事務局までご相談ください。

区分	法令	申請内容	備考
売買 賃貸借	農地法 第3条	農地を農地として売買する場合、または賃貸借などにより権利を設定する場合 (贈与含む。農業経営基盤促進法による権利設定は除く。)	(農業委員会許可) 【許可基準】 下限面積30アール以上、 農作業従事日数150日など
転用	農地法 第4条	農地の所有者が自ら農地を転用する場合 (自分の農地を住宅・駐車場などに転用)	(県知事許可)
	農地法 第5条	農地の転用を目的とした賃貸・売買を行う場合(事業者などが農地を買って転用)	(県知事許可)
農地形状変更		農家の方が、自己所有地で段差のある田や畑に自ら客土や切土し、耕作しやすいように農地を改良する場合、農業委員会へあらかじめ「農地形状変更届出」を提出した上で、形状変更を行うようにお願いします。 ※農地を農地として使用することが条件です。	
非農地証明		非農地とは、土地登記簿上の地目が農地(田・畑)で、その現状が農地以外の土地になっているもので、 <u>一定の条件を満たしている場合</u> 、非農地として証明を受けることができる土地です。(証明料2,000円)	

◆申請から許可までの流れ

毎月20日に締め切り、翌月の7日前後に開催する農業委員会で審議し、可否の判断をします。

また、転用の農地法第4条および第5条申請は、農業委員会で可決した場合、意見を付して10日までに県知事に送付します。県知事は農地法の許可基準により審査し、月末に開催される「高知県農業会議」の意見を聞いたうえで、転用の可否を判断します。

◆農業用施設の建築

自分の農地に農業用施設(200㎡未満)を建築する場合は、許可不要となっていますが、農地によっては農地法以外の各法令が関連する場合がありますので、建築を予定されている方は、農業委員会までご相談ください。

なお、200㎡以上や自分の農地以外に建築する場合は転用許可が必要です。

◆農地の相続などに関する届出

平成21年12月15日に改正農地法が施行され、相続や時効取得など、農地法の許可を要しない権利取得については、農地のある農業委員会に届出をしなければなりません。

「届出書」は農業委員会または佐賀支所地域住民課にあります。
※この届出は、権利取得の効力を発生させるものではありません。
所定の登記手続きが別に必要になります。



黒潮町農業委員名簿

(任期:平成25年3月19日まで)

上段より、氏名・電話番号・担当地区

◎=会長 ○=会長職務代理者



矢野 元
☎55-7241
市野瀬・佐賀橘川
拳ノ川



○大石 正幸
☎55-7447
川奥・荷稻・鈴
中ノ川



西尾 純一
☎55-2547
不破原・市野々川
小黒ノ川



藤本 和男
☎55-2455
伊与喜・藤縄



吉門 弘和
☎55-2448
熊井・熊野浦



弘瀬 正彦
☎55-2650
佐賀(横浜を除く)



濱口 博一
☎55-2663
佐賀(横浜)・白浜
灘



平野 幸敏
☎44-1917
伊田・有井川



金子 寿人
☎44-1192
蜷川



金子 孝子
☎44-1580
上川口



伊芸 精一
☎43-2544
浮津・鞭



田辺 尚実
☎43-3841
口湊川・奥湊川



堀 孝
☎43-1841
大屋式・本谷・大井川
田村・加持本村



中澤 智宏
☎43-2697
早咲・小川



松並 作
☎43-3606
浜の宮・町・万行



篠田 正近
☎43-0133
錦野・入野本村
芝



池内 弘道
☎43-0197
上田の口・緑野
下田の口



福留 保男
☎43-1572
馬荷



尾崎 澄夫
☎43-4377
御坊畑・大方橋川



萩森 末喜
☎43-1765
田野浦



◎井上 道明
☎43-3556
出口

農地転用とは
農地を住宅や工場などの建物敷地、資材置場、駐車場、墓地、道路、水路、山林など農地以外の用地に転換することです。なお、一時的に資材置場や砂利採取場などに利用することも転用になります。

○お問い合わせ
農業委員会事務局
☎43-1888(直通)

